

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、そ
の翌日と
おき、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 (〃)

県営土地改良事業計画の変更 (農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (二件) (〃)

保安林の指定の解除予定 (二件) (造林課)

土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課)

開発行為に関する工事の完了 (二件) (〃)

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第百五十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年法律第四十一号) 第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
もりた薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	平成二年二月九日
循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇―二一	〃
辻田耳鼻咽喉科 医院	米子市河崎六〇五―一	〃

鳥取県告示第百六十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年法律第四十一号) 第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇	平成二年二月十五日

鳥取県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業多里地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百六十二号

中山町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業林ノ峯地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月二十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
中山町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十三号

淀江町及び米子市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業佐陀地区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場及び米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字餘戸七八三の二、七八四の五、七八八の四、七八九の四、七九二の三、七九三、字小平田七九四の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

鳥取県告示第百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字山本六二九の一・字家ノ奥六三四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき、米子市福米新田土地区画整理組合の解散を平成二年二月十五日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年八月一日 鳥取県指令受米土維第三百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字北原ノ四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市福市五〇四一一

株式会社大管

代表取締役 宮脇茂敏

鳥取県告示第百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十月二十四日 鳥取県指令受米土維第六百一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字東北濱

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五一一

株式会社西米商事

代表取締役 佐野定雄

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成二年二月二十二日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 平成二年度教育行政施策について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十條第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九條第一項の規定により告示する。

平成二年二月二十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	レガート	京楽産業株式会社
	麻雀王六号	
	サイレントブレーカー	
	サイレントブレーカーニ	
	オリンピックニ	
	カーニバルニ	マルホン工業株式会社
	エイトマン	
	ブラボーセンチュリー	
	海賊KID	
	サイクロン	
回胴式遊技機	キューティフルーツS	サミー工業株式会社
		株式会社平和